

[事案 2020-52] 新契約無効請求

・令和2年10月7日 裁定終了

<事案の概要>

生命保険だと知らずに申込みを行ったことを理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年8月に契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、既払込保険料を返してほしい。

- (1)加入の条件として元本保証であること伝え、勧められた商品に申し込んだが、申込手続後に送付されてきたのは生命保険証券であった。
- (2)生命保険であると一切説明を受けたことはない。契約したのは生命保険ではなく、ファンドであると考えていた。事後的に確認したところ、本契約が生命保険であることを募集人も知らなかった。
- (3)説明時に使用されたパンフレット（平成29年4月版）の表紙には「変額個人年金保険」である旨の記載はあるが、生命保険であることの説明がない。ところが、2年後に改訂された同一商品のパンフレット（令和元年5月版）の表紙には、生命保険商品であることと、元本割れのリスク等についての説明が注意書きとして付け加えられた。これは「何らかの不都合があった」からだと思われ、不法行為に該当する。
- (4)払込保険料を上回る死亡保険金が支払われるのが生命保険であるが、本契約の死亡保険金は、一時払保険料と同額である。このような商品は生命保険ではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレットや提案書等の説明資料を使用して、本契約の内容を正しく説明した。
- (2)パンフレットの改訂は、より分かりやすい説明にするために過ぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が生命保険であることの説明を行わなかったことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。